

## 視点 ||

# スウェーデンにおける幼児期の子どもの権利を守る取り組み

畿央大学教育学部准教授

大城愛子



1900年にスウェーデンの女性思想家エレン・ケイによる『児童の世紀』が刊行されて以降、国際社会において子どもの権利を守るために様々な取り組みが行われてきました。1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約は、子どもの権利保障の基本的価値観を示しており、日本においても「子どもの最善の利益」の重要性は、子どもの福祉や幼児期の子どもに関わる人々の間で共有されています。子どもの権利条約では、子どもを保護される存在としてだけでなく、自ら権利を行使できる主体的な存在として位置づけています。幼児期から子どもを主体的な存在として認め、育していくためには何が必要なのでしょうか。

スウェーデンでは、子どもの権利条約の条項が幼児教育カリキュラムに反映されており、幼児教育・保育における子どもの権利の重要性や人権学習への理解が進んでいます。幼児教育カリキュラムには、就学前学校（1歳～5歳の子どもが通う幼保一元施設）の基本的価値観として、以下のことが示されています。①スウェーデン社会が重視する人権尊重と基本的な民主主義の価値観を育てる。②生命の尊厳、個人の自由、すべての人の平等な価値、ジェンダー平等、人ととの連帯を尊重。③子ども本人や子どもと関係のある者の性別やトランスジェンダー等のアイデンティティ、出自、宗教その他の信条、障がい、性的指向、年齢を理由とした差別の禁止。④就学前学校は、国連の子どもの権利条約に示された価値観や権利を反映。教育は、子どもの最善の利益に基づいて行われるべきであり、子どもが参加して物事の決定に影響を及ぼすことによって、子どもが自分の権利を認識できるようすること。

実際に就学前学校の日常風景を見ると、子どもが日々の保育活動の中で自ら物事を選択して、それを他者に表明する機会を積極的に取り入れていることに気付きます。例えば、翌日の主活動を子ども自身が選んで、なぜその活動をしたいのかを表現する時間を作ったり、園庭のレイアウトをすべて変えるプロジェクトを子ども主導で1年間かけて実現したり、様々な場面で子どもと保育者の対話が多く見られます。こうしたところからも、子どもの権利条約で述べられている「自己決定」と「意見表明」を大切にしていることが分かります。また、自分のことは自分で決めることができること、自分が不愉快だと感じたことにははっきりと「嫌だ」と言ってよいことも、保育者が様々な機会に伝えています。人権の大切さを子どもたちに教える際には、他者を尊重する前提として、まず自分の権利は何か、自分を大切にすることはどのようなことなのかを伝えることが大事です。

現在、幼児教育の場は幼児期の子どもにとって大切な拠り所です。特に、困難な家庭状況にある子どもにとっては、家庭から離れて安心して様々な経験ができる場所でもあります。コロナ禍でもスウェーデンで就学前学校を一切休校にしなかった背景には、休校によって子どもたちの様々な経験が欠落して発達を阻害してしまうこと、子どもの居場所が保障できなくなることへの懸念がありました。幼児期から、子どもが自分の権利とは何か、それをどのようにして守るのか、一人で無理ならどうすればいいのかを学ぶことは、その子どもを守ることにつながります。そのためには、子どもの代弁者でもある私たちが、幼児期にふさわしい内容や方法を考えいく必要があるでしょう。